

検査機関の認定範囲分類

JAB RI207:2019

第4版：2019年04月01日

第1版：2009年2月1日

公益財団法人 日本適合性認定協会

1. 適用範囲

本文書は、本協会が提供する検査機関認定制度に使用する認定範囲を特定するために制定した文書で、本協会に認定の申請を行う検査機関もしくは本協会の認定を受けている検査機関が本協会に申請するに当たり、また、本協会が申請受理・審査・認定するに当たり適用するものである。認定申請書別紙に記載される認定範囲は、本文書に基づき確定される。

検査機関は、4. 1項に示したFコード（分野すなわち検査対象品目を表す）のクラス1からクラス4と、4. 2項に示したTコード（検査種類・検査技術を表す）のクラス1からクラス3の分類コードの組み合わせにより申請する認定範囲を記述する。なお、本文書において「機関」という用語が用いられているが、これは「検査機関」を意味している。

2. 定義

2.1 船積前検査(PSI: Pre-Shipment Inspection) : 製品の出荷側或いは荷受側又は規制当局の依頼に基づき、出荷される製品の数量、質量(重量)、荷姿、外観、仕様、品質、放射能・放射線等について、契約又は規定どおりであることを第3者として検証する行為をいう。

2.2 荷揚後検査(DI: Discharge Inspection) : 荷積みした貨物が適切な状態で荷揚げされているかを、着荷した製品の数量、質量(重量)、荷姿、外観、仕様、品質など定性的・定量的な検査によって第3者として検証する行為をいう。

3. 認定範囲の表記方法

本協会は検査機関認定に関する認定範囲（scope）を以下(1)～(5)の要素によって特定する。認定範囲における(1)～(5)の要素の表記方法を附属書1に示す。これらの要素は機関から申請を受ける際、申請書別紙において明確にする。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 検査機関のタイプ | (Type of Inspection Body) |
| (2) 主要な事業所 | (Premises) |
| (3) 認定範囲分類コード | (Code of Accreditation Scope) |
| (4) 検査のタイプ及び範囲 | (Type and Range of Inspection) |
| (5) 検査方法／手順 | (Methods and Procedures) |

(1) 検査機関のタイプ

検査機関の独立性に関し、JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020) 附属書Aで定義され、検査機関の独立性に応じて、タイプA検査機関、タイプB検査機関又はタイプC検査機関のいずれかに分類される。(ILAC G28 Table.1 a)

(2) 主要な事業所

RI200で定義される機関の事業所。

(3) 認定範囲分類コード

機関が実施し認定を希望する範囲のすべての検査について、本協会が定義するコード表（4章を参照）に基づいて、Fコード（分野すなわち検査対象品目を表す）とTコード（検査種類・検査技術を表す）の組み合わせ（複数可）で定める。

(4) 検査のタイプ及び範囲

(3)で示す認定範囲分類コードのそれぞれにおいて、検査の詳細な内容（タイプ及び範囲）を、3行を一組とした情報で特定する。（5章を参照）

(5) 検査方法／手順

(3)と(4)で示す検査に使用する規格の番号、検査手順書等の固有の識別を示す。（6章を参照）

認定範囲の具体的な記述は、申請する機関が作成した原案に基づき、認定範囲の表現として妥当な表記、すなわち各業界固有の習慣等を考慮しかつ第三者に誤解を与えない程度まで公正かつ厳密な表記とするよう、機関と事前に協議の上決定する。

4. 認定範囲分類コード

認定範囲の表記における「認定範囲分類コード」は、Fコード（分野すなわち検査対象品目を表す）とTコード（検査の種類・検査技術を表す）の組み合わせで定義され、Fコード、Tコードの順に表記するものとする。

FコードとTコードの組み合わせにおいて、一方の同種類のコードに他方の複数のコードが組み合わされる場合には、簡便のため複数のコードをまとめて併記すればよい。

4. 1 分野コード（Fコード）の一覧

FコードはILAC G28 Table.1 c)のInspection Fieldに相当する。分類コードの指定では、より深い階層（クラス1～クラス4）のコードが定義されていれば、そのレベルまでを指定する必要がある。適切な分類コードが不明な場合、本協会事務局に通知すること。本協会事務局は必要に応じて分類コードを追加する。

分野 分類コード	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4
F10	農林水産物			
F20	鉱産物			
F30	食料品、飲料			
F40	石油類			
F50	工業			
F50.10		機械製品		

F50.10.10			圧力容器	
F50.10.20			産業機械	
F50.10.30			機械装置	
F50.10.40			輸送用機械	
F50.10.40.10				自動車
F50.10.40.20				二輪車
F50.20		電気製品		
F50.20.10			産業用製品	
F50.20.20			家庭用製品	
F50.30		化学製品		
F50.40		機械部品		
F50.50		設備機器		
F50.50.10			一般設備機器	
F50.50.10.10				太陽光発電システム
F50.50.20			プラント機器	
F50.60		金属材料		
F50.60.10			鋼材	
F50.70		非金属材料		
F50.80		リサイクル原料		
F50.90		構造物		
F50.90.10			溶接構造物	
F50.100		工業プラント		
F60	情報処理 (IT)			
F60.10		端末用プログラム		
F60.20		サーバ用プログラム		
F60.20.10			ウェブサイト	

4. 2 検査種類コード（Tコード）の一覧

Tコードは ILAC G28 2.1 Scope Description の Inspection Category に相当するものである。分類コードの指定では、より深い階層（クラス1～クラス3）のコードが定義されていれば、そのレベルまでを指定する必要がある。適切な分類コードが不明な場合、本協会事務局に通知すること。本協会事務局は必要に応じて分類コードを追加することがある。

検査種類 分類コード	クラス1	クラス2	クラス3
T1	製品検査		
T1.30		外観・目視検査	
T1.40		機能検査	
T1.50		性能検査	
T1.60		非破壊検査	
T1.70		適合性検査（VOC）	
T1.80		船積前検査（PSI）	
T1.90		荷揚後検査（DI）	
T1.100		放射能・放射線検査	
T1.100.10			表面汚染測定
T1.100.20			空間線量率測定
T1.200		国際規格に基づく環境技術実証検査（ETV）	
T1.200.10			水質・土壌
T1.200.20			大気
T1.200.30			資源循環
T1.200.40			気候変動
T1.200.50			自然環境
T1.200.60			測定技術
T2	プロセス検査		
T2.10		開発プロセス検査	
T2.20		製造プロセス検査	
T2.40		機能検査	
T2.50		性能検査	
T2.70		適合性検査（VOC）	
T3	サービス検査		
T3.40		機能検査	
T3.50		性能検査	
T3.70		適合性検査（VOC）	
T4	据付後検査		
T4.30		外観・目視検査	
T4.40		機能検査	

T4.50		性能検査	
T4.60		非破壊検査	
T4.70		適合性検査 (VOC)	

5. 検査のタイプおよび範囲

認定範囲の表記における「検査のタイプ及び範囲」の部分では、1行目で「検査される品目 (Items inspected)」を具体的に特定し、2行目で「検査の行われる段階や検査の範囲 (Stage of inspection, Range of inspection)」を具体的に特定する。(例：製品検査、製造プロセス検査、稼働中検査(In-service inspection)、据付後の検査) さらに1～2行目を補足する情報があれば3行目を追加して特定する。

例1：

- 1 - 中古機械設備 (←1行目)
- 2 - 外観・目視検査および電氣的検査 (←2行目)

例2：

- 1 - 圧力容器の製作プロセス (←1行目)
- 2 - 溶接工程前の機能検査 (←2行目)

例3：

- 1 - 鋼溶接継手、鉄鋼材料 (←1行目)
- 2 - 安全性に関する保全検査 (稼働中検査) (←2行目)

(注1) T1.80 船積前検査(PSI)、T1.90 荷揚後検査 (DI) においては、対象となる項目を次の a)～f)の項目から (それ以外の項目を含む場合はその検査項目も) 明記する。さらに f) 品質の検査は対象分野ごとに大きく内容が異なるため、申請者と本協会が協議の上、明記する内容を決定する。

- a)数量／重量
- b)外観／寸法
- c)梱包
- d)荷印
- e)積込
- f)品質

6. 検査方法／手順

認定範囲の表記における「検査方法／手順」の部分では、実施される検査の方法又は手順を特定する情報 (Inspection requirements) を具体的に記載する。

例1：JIS X1111:2004 4.2項

例 2 : ISO 2222:2004、ISO 3333:2018

例 3 : 社内検査手順書番号

附属書 1 認定範囲の表記方法

事業所名称①	事業所住所①
事業所名称②	事業所住所②

認定範囲分類コード（分野コード F①）
認定範囲分類コード（分野コード F②）

認定範囲分類コード （検査種類コード T）	検査のタイプ及び範囲	検査方法／手順
検査種類コード T①	検査 T①の詳細な内容 1.検査される品目のタイプ 2.検査の行われる段階や検査の範囲 3.補足する情報	使用する規格の番号 検査手順書の番号など
検査種類コード T②	検査 T②の詳細な内容 1.検査される品目のタイプ 2.検査の行われる段階や検査の範囲 3.補足する情報	使用する規格の番号 検査手順書の番号など

事業所名称③	事業所住所③
--------	--------

認定範囲分類コード（分野コード F①）
認定範囲分類コード（分野コード F②）

認定範囲分類コード （検査種類コード T）	検査のタイプ及び範囲	検査方法／手順
検査種類コード T②	検査 T②の詳細な内容 1.検査される品目のタイプ 2.検査の行われる段階や検査の範囲 3.補足する情報	使用する規格の番号 検査手順書の番号など

事業所名称④	事業所住所④
--------	--------

認定範囲分類コード（分野コード F③）

認定範囲分類コード (検査種類コード T)	検査のタイプ及び範囲	検査方法／手順
検査種類コード T③	検査 T③の詳細な内容 1.検査される品目のタイプ 2.検査の行われる段階や検査の範囲 3.補足する情報	使用する規格の番号 検査手順書の番号など
検査種類コード T④	検査 T④の詳細な内容 1.検査される品目のタイプ 2.検査の行われる段階や検査の範囲 3.補足する情報	使用する規格の番号 検査手順書の番号など

附則

1. 本文書の改定に当たり、原則としてパブリックコメントは募集しない。

改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日/改訂日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2009-02-01	PM(検査)	検査機関技術委員会
2	新規コード追加	2010-08-02	PM(検査)	検査機関技術委員会
3	新規コード追加	2011-07-15	PM(検査)	検査機関技術委員会
4	新規申請分野に対応 分野と検査種類の2種類の分類コードを 新設 ILAC G28と整合	2019-04-01	プログラム 担当 (検査機関)	検査機関技術委員会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

日本生命五反田イーストビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りします。